

I 行政書士登録制度について

1. 登録制度について

行政の複雑化に伴い、国民が行政機関に提出する書類は複雑多様化したため、国民に代わり、提出書類を専門的に作成する者に関する立法化の運動が始まり、昭和26年2月に議員立法により「行政書士法」として制定され、同年3月1日から施行されました。

この行政書士法に基づき、行政書士資格取得者は所定の手続きを経て登録が完了することにより、国家資格として行政書士の業務を行うことができます。

また、登録の結果、行政書士法第1条の2及び第1条の3に規定された行政書士の業務を行う権利を取得すると同時に、行政書士法をはじめとする関係諸法令に定められている責務を負うこととなります。

2. 行政書士の資格

次のいずれかに該当する方は、「行政書士となる資格」があります。

- ① 行政書士試験【(財)行政書士試験研究センター (<http://gyosei-shiken.or.jp/>)にお問い合わせ下さい。】に合格した方
- ② 弁護士となる資格を持つ方
- ③ 弁理士となる資格を持つ方
- ④ 公認会計士となる資格を持つ方
- ⑤ 税理士となる資格を持つ方
- ⑥ 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人（※1）、特定地方独立行政法人（※2）又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して20年（※3）以上になる方

※1 独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人をいう。

※2 地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。

※3 学校教育法による高等学校を卒業した方、学校教育法第56条に規定される方は17年

行政事務歴での行政書士登録をお考えの方へ

・行政事務歴とは

行政書士法第2条第6号において、「国又は地方公共団体の公務員等として行政事務を担当した期間がこれを通算して20年以上（高卒者は17年以上）になる者」に行政書士資格を与えています。ここで「行政事務」とは「文書の立案審査、あるいはこれに関連する事務であってある程度本人の責任において処理する事務」と解されており、単純労務・純粹技術・事務補助の職務は該当せず、警察官・消防吏員の庁内勤務は該当する場合が多いとされています。ただ、行政事務は多種にわたっており具体的に職務内容を審査する必要があるとされています。

これは、公務員として官公署において行政事務を長期間にわたって担当してきた経験を有する者は、行政書士の主たる業務である官公署に提出する書類の作成に相当精通していると考えられることから、そのような者は行政書士試験合格者と同程度の資質を有していると考えられるからです。従って「行政事務」の用語もそのような法の精神に基づいて解釈されています。

・行政事務歴の事前確認制について

行政事務歴の具体的な判断について、大阪府行政書士会では事前確認制を取り入れ、公務員としての経歴が行政事務歴に該当するのかを事前に日行連において確認させていただくこととしております。

つきましては、行政事務歴での行政書士新規登録をお考えの方は、事前確認を受けていただきますようご協力をよろしくお願いいたします。

・事前確認方法

事前確認は、「公務員職歴証明書」書式6を作成のうえ、「公務員職歴証明書」写しと連絡先住所・電話番号及び最終学歴を明記して、大阪府行政書士会事務局まで郵送又は持参していただきましたら、約1ヶ月でご回答いたします。

（ 郵送先 〒540-0024 大阪府中央区南新町1丁目3番7号
大阪府行政書士会事務局 登録担当係 ）

職歴の具体的な判断につきましては、行政事務が多種にわたっている為、行き違いがあったらいけませんので、電話での問い合わせは、お受けいたしかねます。

予めご了承ください。

3. 行政書士の欠格事由

上記の「行政書士となる資格」を有する方でも、次のいずれかに該当する場合は、法律上「行政書士となる資格」がないという扱いになります。

- ① 未成年者
- ② 成年被後見人又は被保佐人
- ③ 破産者で復権を得ないもの
- ④ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなってから2年を経過しないもの
- ⑤ 公務員（※1）で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ⑥ 行政書士法第6条の5第1項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ⑦ 行政書士法第14条の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

※1 特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員を含む。

4. 行政書士の形態

行政書士の形態は、次の3種類に分かれます。これを行政書士法では、「属性」と言います。

属性	定義
個人開業行政書士	個人で開業して業務を行う行政書士
社員行政書士	行政書士法人の社員として業務に従事する行政書士
使用人行政書士	個人開業行政書士又は行政書士法人の使用人として業務に従事する行政書士

5. 行政書士法人の設立と届出

行政書士法人は、2名以上の行政書士が社員となって設立する法人です。行政書士法人の設立と届出につきましては、日行連ホームページ（<http://www.gyosei.or.jp/>）の「行政書士法人の手引」に詳細な説明がなされていますのでご熟読下さい。

【行政書士登録後も他の法人等に勤務しようとお考えの方へ】

行政書士制度は、行政書士が自らの責任において業務を執行することを前提にしています。

したがって、申請者が登録後も行政書士又は行政書士法人以外の各種団体、法人、組合或いは、個人等に勤務しようとする場合には、①その雇用関係が行政書士業務の適法な執行に影響しないこと、②申請者が行おうとする行政書士業務について同団体等の支配に服さないこと、③一般の利用者を拒むことがないこと等、独立の行政書士・行政書士事務所として機能できる必要があります。